平成２３年（フ）第３７５５号
埼玉県飯能市大字白子44－１
債務者　野口　　功
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７５６号
東京都墨田区東向島１丁目８－５－201
債務者　藤原　勇生
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７６２号
東京都港区麻布十番３丁目10－２－203
債務者　須々田道博
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７６３号
東京都文京区水道２丁目６－８
債務者　中野　　亨
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７６４号
東京都江戸川区東松本２丁目７－６－103
債務者　鈴木　圭二
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７６７号
東京都東村山市廻田町３丁目17　廻田町３丁目アパート２－302
債務者　山崎　淑子
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７６９号
東京都江戸川区瑞江１丁目24－５－205
債務者　古賀　崇史
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７７０号
東京都江戸川区東葛西５丁目19－19　Ｔ’ｓａｍｂｉｔｉｏｕｓⅡ205
債務者　大城　尚之
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７７１号
東京都練馬区向山４丁目７－３－103
債務者　名倉　淳一
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７７２号
東京都板橋区南常盤台１丁目31－11－402
債務者　山下　久子
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７７５号
東京都板橋区富士見町33－11－24
債務者　山本　絵理（旧姓岸本・春名）
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７７６号
東京都中野区東中野３丁目15－20－101
債務者　川畑　　慶
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７８１号
埼玉県草加市中央２丁目８－８－502
債務者　福地由美子
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７８３号
東京都板橋区本町37－１－802
債務者　小林真沙美
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７８４号
東京都清瀬市中里３丁目1091－４－101
債務者　木村　正人
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７８５号
東京都清瀬市中里３丁目1091－４－101
債務者　木村　恵美（旧姓黒木）
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部